

青森県内中小企業等支援機関のための

知的財産

Q & A

ガイドブック

著作権

事業承継
共同開発
券



営業秘密

特許

商標



知的財産について困ったときは…

『INPIT 青森県知財総合支援窓口』へ

相談専用
ダイヤル

017-762-7351

中小企業等支援機関の皆様へ

商工会、商工会議所、金融機関等の中小企業等支援機関の皆さんには日ごろから多くの事業所様から様々な相談を受けられているかと思います。

特に、最近は中小企業を取り巻く環境は厳しく、相談内容も多岐にわたっています。

その中で知的財産については難しいイメージがあるためか、必ずしも事業者の中で関心が高くなく、または、課題テーマとして避けられる傾向が見られます。

しかし、実は身近な経営課題が知的財産に関わることが多く、また早めに適切な対応をすることで解決できることがあります。

この Q&A は、中小企業等支援機関の皆様が事業者からの相談に対してよくある場面について、直接的に知的財産に関わっていないように思える相談内容・シーンにおいても知的財産の課題であることを理解していただくと同時に、そのような課題解決の連携先として INPIT 青森県知財総合支援窓口を活用していただけるよう作成いたしました。

また、弁理士法の規定により当窓口では出願書類の作成代行や権利侵害の判断は行うことができませんが、相談内容によっては専門家（弁理士・弁護士）の無料相談会や専門家派遣制度のご利用が可能です。

この Q&A にある内容のほか知的財産に関する疑問やお困りごとなどありましたら、お気軽に INPIT 青森県知財総合支援窓口にお問い合わせください。

中小企業等支援機関の皆様には、この Q&A が日頃の相談対応の際の参考になれば幸いです。

このガイドブックは、一般社団法人青森県発明協会が INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）知財総合支援窓口運営事業を活用し作成したものです。



知的財産 Q&A

—ガイドブック—

目次

知的財産とは? 3

相談事例

- ①今までに見たことのない商品を作りました! 新商品開発(特許) 5
- ②社長の交代を機に取扱商品の見直しをしたい(事業承継) 7
- ③新商品を開発しました (意匠:デザイン) 9
- ④新商品を発売します (商標:マークやネーミング) 11
- ⑤イベントを企画しています (商標:イベント名) 13
- ⑥パッケージデザインやロゴについて (著作権) 15
- ⑦自社商品の海外展開を企画しています (外国出願) 17
- ⑧会社の大事な技術・ノウハウが漏れないように (営業秘密) 19
- ⑨ある企業から共同開発の依頼がありました (共同開発) 21
- ⑩会社を立ち上げようと思っています (起業・創業) 23
- ⑪警告書がきました・・・ (専門家活用) 25

私たちが
お悩みを
サポートします
する
私的財産の
サポートします



青森県知財総合支援窓口

『知的財産』とは？

知的財産とは、技術やアイデアなど、人間の創造的活動によって生み出された成果で、「守られる価値のある情報」のことです。

洗濯機（右図）を例に知的財産の権利について理解してみましょう。



〈知的財産一覧〉

種別		対象	権利期限
知的財産	産業財産権	特許権	自然法則を利用した新規かつ高度な発明を保護 出願から20年 (一部25年)
		実用新案権	物品の形状・構造・組合せに関する考案を保護 出願から10年
		意匠権	美感・獨自性のある物品等の形状・模様・色彩に関するデザインを保護 出願から25年 (令和2年4月1日施行)
		商標権	商品・サービスに使用するマークを保護 登録から10年 (登録更新可能)
	育成者権	植物の新品種を保護	登録から25年 (果樹等は30年)
		著作権	思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを保護 創作した時から 著作者の死亡後70年 (1967年以前に亡くなった方は50年)
防不正競争	営業秘密 (不正競争防止法)	事業活動に有用な技術上又は営業上の情報 (ノウハウや顧客リストの盗用などの不正競争行為を規制)	保護要件(秘密管理性、有用性、非公知性)を満たす限り 無期限
	商品等表示	周知・著名な商標等の不正使用を規制	無期限
地理的表示 (GI)		品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている产品的名称を保護	登録が取り消されない限り存続

商標権

商品・サービスに使用する
マークを保護

例

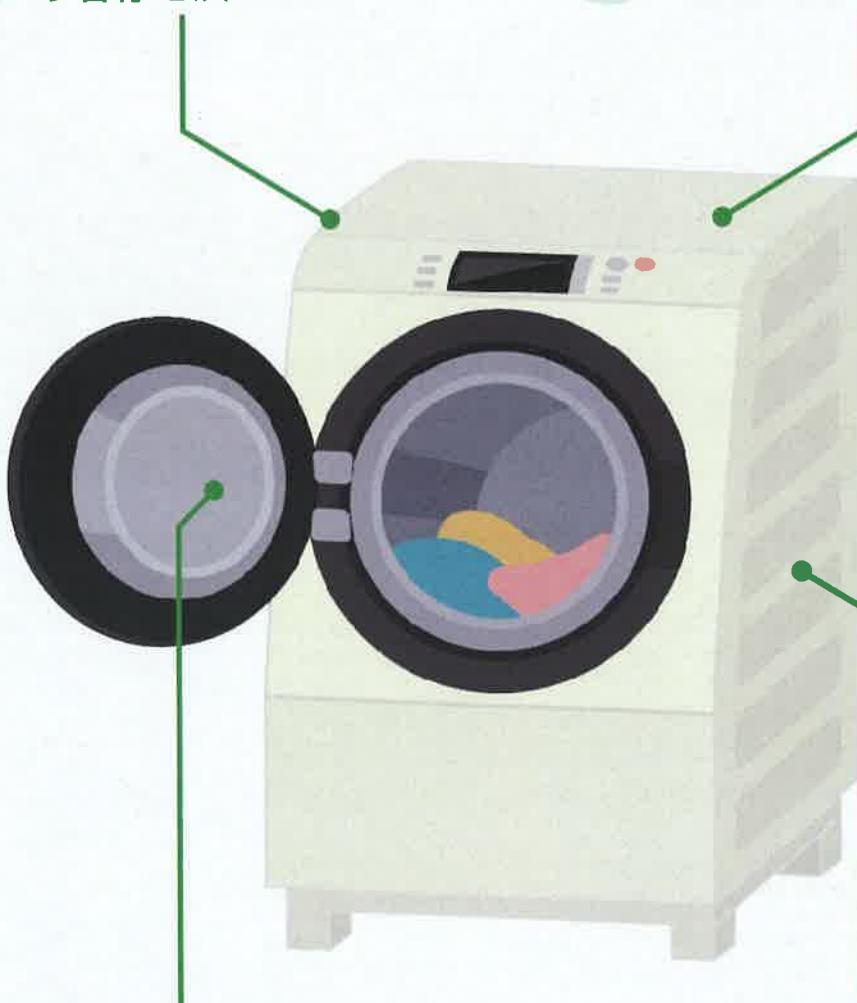
開発した商品（洗濯機）
の名称を決めた

特許権

物・方法・製造方法などの
発明を保護

例

今までにない乾燥技術を
開発したので、マネされたくない



例

開け閉めしやすい
フタの形状を考案した

実用新案権

物品の構造・形状にかかる
考案を保護

例

商品に特徴的な
デザインを採用した

意匠権

物品等のデザインを保護

▶ 次ページから知的財団に関する具体的な相談事例をご紹介していきます



相談事例① 新商品開発(特許)

『今までに見たことのない商品を作りました!』



商談会紹介してください。そこで広くPRしたいので手伝ってください!

さっそく試作品を作りたいのでどこか紹介してください!

地元のイベントで大々的に発表したいので協力してください

仲間で作った商品ですけど私が代表して特許を取る予定です

チェックポイント

その商品は発表前に誰かに教えたり見せたりしていませんか?

画期的とはいえ何かの商品を参考にして真似て作ったりしてませんか?

特許出願は済ませていますか?



実際に発明したのは誰ですか? お仲間は理解して許可してくれましたか?

知っておきたい「新規性と先願主義」

特許や実用新案、意匠は新規性と先願主義に注意が必要です。出願する前に公に知られていなこと(新規性)と先に出願した人の権利になること(先願主義)です。

とてもいい商品が完成したからと、特許や意匠を出願する前に第三者に教えたり・発表したりすると新規性が失われますし、もしそこで知った人が先に出願したりするとその人の権利になることがあります。そのため公にする前に権利化の準備をしておくことが大切です。試作品を依頼するなどどうしても出願前にその商品について知られてしまう場合は秘密保持契約を結ぶなど対応が必要です。また、特許出願できる人は原則として発明者です。仲間だからといって特許を受ける権利を有しない者が出願するとトラブルになる可能性があります。



関連知識



新規性喪失の例外規定

新規性が要件とはいえ誰にも言わず特許出願するのは現実的には難しいと思われます。テスト販売や新商品発表会が特許出願より早まってしまうこともあるかもしれません。一定の要件及び証明ができれば新規性が失われていないと認めてくれるのが「新規性の喪失の例外」規定です。

例えば、特許を受ける権利を持っている人の意に反して公開された後に特許出願がされた場合に、その公開は新規性を喪失していないものとして扱うことができます。現在、「最初の新規性喪失の事実が発生した日から1年内の出願手続きが可能かどうか」が基準となっています。公表されてしまったから諦めるのではなく例外規定に合致するか確認をするなどして慌てず対応しましょう。

実用新案という制度も

特許に似た制度に実用新案制度があります。物品に関する技術的な特徴やちょっとした工夫など、いわゆる小発明（考案）を保護するための制度です。

特許より権利化にかかる時間も短く費用も安く済むなどの利点もありますが、活用には特許と違う点があることに注意が必要です。

特許を取得するまでの流れ



特許は出願するだけでは取得できません。出願審査請求をし、査定を受け、特許料を納付して初めて登録されます。



出願審査請求には期限があり出願日から3年以内とされています。また出願日から1年6ヶ月を経過すると自動的に出願内容が公開されます。これは出願された内容を一定期間保護したうえで出願内容を知らない他の人が研究開発の時間や費用の無駄や重複を発生させないためといわれています。

また特許を受けるための要件等に合わない場合は拒絶理由通知などが来ることがあります。その内容によって対応する方法も変わってきます。

これら一連の手続きや出願手続きに必要な料金もそれぞれの場面によって変わってきます。分からぬことがあつたらINPIT青森県知財総合支援窓口にお問い合わせください。

相談事例② (事業承継)

『社長の交代を機に取扱商品の見直しをしたい』



先代社長が取得した特許や商標があると言われました

昔使っていた商品名を復活させようと思っています

新商品の名前は屋号を使ったものを考えています

チェックポイント

当社にどんな特許・商標があるか（権利が残っているか）調べましたか？

特許・商標等には権利期間があります



屋号や有名だった商標は他の方に登録されているかもしれませんよ

知っておきたい 権利の期間

特許や意匠、商標等の知的財産権には権利期間が設定されています。

特許・実用新案・意匠などは一定期間過ぎるとその権利は消えてしまい、その権利を広く活用させることで産業の発達を促すことを目的としていますが、商標権は10年毎に更新することで半永久的にその権利を継続させることができます。この制度を生かして商品・サービスおよび会社の信用を蓄積し続けることでブランド化が図れます。

自分の会社の特許や商標の登録状況を調べたり、新商品の開発やネーミングの際にどのような権利が登録されているか等を調べるにはINPI（独立行政法人工業所有権情報・研修館）が提供しているJ-PlatPatが便利です。

（詳しい説明は次のページで）



関連知識



社名と商標

商標と似たようなイメージを持たれるものに商号(会社名)、屋号があります。

会社を立ち上げたとき法務局で登記する際の会社名を商号といいます。

ですから商標と商号は違うものです。屋号は会社名と同じ場合と通称的に社名と違った呼び方でその会社を表すものがあります。

商号や屋号は必ず商標登録しないといけないものではないですが、場合によっては商号や屋号が販売商品の識別力やブランド力となったり、創業をされる方はその目的で社名を付けることもあるかと思います。その場合は社名や屋号も商標登録することをお勧めします。

名称によっては商標登録できない場合もありますので事前に調査したうえで、商標登録を検討するなどの事前のブランド戦略が重要です。

権利が切れた商標

権利期間が切れた特許は万人が自由にその特許技術を使えるようになり、再び誰かの権利になることはありませんが、商標は切れてしまった後に誰かが登録出願するとその出願人が同じ内容で商標権を取得してしまう可能性があります。

大切な商標・ブランドの場合は特にその権利期間に注意して期限切れや更新料の納付忘れに注意しましょう。

J-PlatPatって何?



独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が提供している、我が国のみならず欧米等も含む世界の特許・実用新案、意匠、商標、審決に関する公報情報、手続や審査経過等に関する情報をインターネットを通じて誰でも、いつでも、どこからでも無料で検索ができるサービスです。[\(https://www.j-platpat.inpit.go.jp/\)](https://www.j-platpat.inpit.go.jp/)

J-PlatPatのホームページにはマニュアルのほかに各地で行われる使い方講習会の情報や知的財産にかかる情報も提供されています。

皆さんの技術や商品名が他の人の権利になっていないかどうか調べることができるほか、おなじみの身近な商品の特許や意匠、商標がどのような権利関係になっているか調べてみるだけでも知的財産に対する意識・興味がわいてくると思います。

相談事例③ (意匠: デザイン)

『新商品を開発しました』



この商品、なんだかあの商品に似ていませんか？

私はあの企業の商品デザインが好きなので新商品で使いたい

店舗内のディスプレイが真似されているみたいですね。やめさせられませんか？

アイスクリームなどのお菓子でも意匠登録できますか？

チェックポイント

- 意匠登録出願前に他社に秘密保持契約をしないで試作してもらったりしてませんか？
- 意匠も使用許諾契約等で利用することができる場合があります
- 意匠に関わるものでも登録できないものがありました
- 令和元年に意匠法の大きな改正がありました



知っておきたい 意匠制度

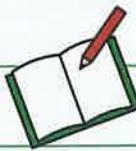
意匠とは意匠法で「物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」とされています。そして意匠権を取るためにには量産が可能など工業上利用できる意匠であることなどの要件があります。

他にも特許のような先願主義や、新規性(新規性の喪失の例外もあり)類似性がないかなどの判断をもって登録されます。

意匠登録出願できるのは基本的にはその意匠の創作者です。外部デザイナーなどに依頼した事業者等が意匠登録出願したい場合は、事前に意匠登録を受けれる権利について譲渡契約などを交わす必要があります。



関連知識



デザインを外注した場合の扱い

多くの事業者さんは商品設計を自社内で行うことが多いと思いますが、時には外部のデザイナーに設計等を依頼することがあるかもしれません。

基本的にその際の意匠登録を受ける権利者はデザイナーさんにあります。その権利を移転させるためには事前に契約を結ぶことが必要です。こちらからの依頼で作ったものだから勝手に出願してもいいという判断はしないように注意しましょう。

意匠の類似判断

意匠登録を受けることができない意匠として「他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠」という条文があります。また、意匠法の第24条第2項では「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されています。

このことは例えば設計図としては違っていたとしても需要者が見た目で似ていると判断されると類似とされるという意味です。気をつけて対応しましょう。

意匠法の改正



2020年4月1日に改正意匠法が施行されます。

主な改正点として

意匠保護の対象が広がる
(建築物や内装・画像デザイン等)

意匠権の存続期間の変更
(出願から25年)

関連意匠の出願可能期間の
延長等制度の拡充

複数の意匠について
一つの願書で出願可能に

など企業ブランドの重要性が重要となっていく中でこれまで以上にデザイン戦略をビジネスに生かせる機会が広がりそうですし、これまでの認識や対応ではチャンスを逃すことになるかもしれません。

一部後日施行されるものや政令で決められるものなどもありますので、取り組む前にINPIT青森県知財総合支援窓口にご相談ください。

相談事例④ (商標:マークやネーミング)

『新商品を発売します』



販売しようとしたら同じ名前の商品が既にあると言われました。

以前使っていた商標を使おうとしたら権利が切れていたみたいです。もう一度登録できますか？

異なる商品に商標登録をしている人から自社商品の商標と似ていると言われたのですが…

商標登録されると思っていなかった商標なのになぜ登録されたの？

チェックポイント

商標の使用の可否、出願の可否、侵害の有無の判断は商標と指定商品(役務)の2つで判断します

誰かに商標登録されても以前から販売されていれば使える場合があります

商標が一緒でも指定商品等が類似していなければ登録できることがあります

他社の商標登録に異議を申し立てることができる制度があります



知っておきたい 登録できない商標

商標法では第3条で「次に掲げる商標を除き商標登録を受けることができる」と規定されておりつまりそれに該当しなければ登録されることになります。

例えば、その商品の産地、販売地、品質……という規定があり原則的にそのような商標は登録されませんが、第2項で「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる」とされています。

また第4条では第3条の規定にかかわらず商標登録を受けることができない商標として、先に出願された他人の登録と同一又は類似のものは登録を受けることができないとされています。その他では国旗なども不登録商標として規定されています。



関連知識



新しいタイプの商標

以前は文字や図形、記号、立体的形状に限られていた商標ですが、平成26年に商標の定義が見直され「動き」「ホログラム」「音」「位置」「色彩」なども保護対象になりました。

また「単なる地名+商品名」のみからなる商標でも例外的に登録を得られるとする地域団体商標制度もあります。

信頼の蓄積＝ブランド

商標は他の商品との識別力を高めていくと同時に企業及び商品の信用力や価値を伝える重要なものです。更新することで半永久的に使用できることによって信頼の蓄積が可能となります。一方でその商標の認知が高まった時点での信頼の失墜は企業に大きなダメージを与えます。

商標登録は権利を取得するということだけではなく企業の信頼を示す「ブランド」をどのように向上させ信頼を維持していくかという企業経営の根幹にかかる取組です。

商標登録の効果



登録商標は商標とその商標を使用する「商品」(指定商品)又は「サービス」(指定役務)で権利範囲が決まります。

登録できない商標には他人の商標と紛らわしい商標があります。紛らわしいかどうかを「類似」という用語を使用します。商標同士が類似かどうかの判断は外観や呼び方、意味合いの要素を総合的に判断し、商品・役務同士が類似かどうかは「類似商品・役務審査基準」に従って判断されます。

商標権の存続期間は設定登録の日から10年ですが、更新することで半永久的に権利を持つことができます。また、その商標を指定商品又は指定役務について独占的に使用できことになり、第三者がその商標権を侵害する場合には排除することができます。

そのような効果がありますので事業者は商標を真剣に検討するべきです。まずは調査をし事業者が商標侵害することを防いで下さい。もし類似する商標があった場合でも弁理士の無料相談会などを活用して対策をすれば商標登録できる場合もありますまずはINPIT青森県知財総合支援窓口にご相談ください。

相談事例⑤ (商標:イベント名)

『イベントを企画しています』



イベント名を
商標登録できますか？

商標とそうでない名称の違いが
判らないのですが？

出願しても登録されない
商標ってあるんですか？

以前デザイナーに作ってもらったイラストを
商標登録したら著作権料を請求されてしまい
ました。

チェックポイント

- イベント名以外にもスローガンやキャッチフレーズなども登録されています
- 商標登録が可能なものには、商品のほかにサービスがあります
- 早い者勝ちのほかに登録できないものに該当すると登録されません
- 商標権と著作権は違う権利です。商標権があるからといって
創作者の著作権を侵害することはできませんので注意しましょう



知っておきたい サービスの役務区分

商標のうち商品の区分は理解しやすいかと思いますが、サービスにも区分があります。45類まで設定されているうち34類までが商品区分、35類以降がサービス区分となっています。

例えば	39類	鉄道による輸送 車両による輸送 など
	41類	教育訓練の提供 娯楽 スポーツ及び文化活動 など
	43類	飲食物の提供 一時宿泊施設の提供 など

普段何気なく使っているスローガンやキャッチフレーズがこのような区分で登録されていることがあります。商品名でないから大丈夫だとは思わず事前に調べましょう。特にイベント名は広く大規模に展開されるのでもし侵害していると大変です。



関連知識



イベントを企画する時は事前に調べましょう

イベント名は調べましたか？イベント名だけではなくキャッチフレーズやスローガンなども登録されている場合があります。

ブームなどに乗ってイベント名を決めたり、ちょっとしたダジャレやノリでキャッチフレーズなどを付けたりすると他人の商標権と類似してしまうことは想像できますよね。

また、使用目的が「盛り上げるためだから」といった好意的なものであっても商標侵害として扱われますので注意してください。

著作権にも気をつけて

イベント開催の際、気を付けていただきたいのはイベント名等の商標調査だけではありません。

イベントで使用するキャラクターやロゴ、チラシなどで使用する写真、イベント時に使用する音楽などは何気なく利用してしまいがちですが、著作権を侵害している可能性も高いものです。

地域団体商標登録制度と地理的表示保護(GI)制度



地域ブランド育成のため使用される商標に地域団体商標というものがあります。

単なる地域名+商品名（サービス名）は商標登録できない規定に該当しますが、地域の名物をブランド化しやすいようスタートした制度です。

- ① 「地域名」+商品名（サービス名）の組み合わせであること
- ② 地域に根差した団体の出願であること
- ③ 団体構成員に使用させる商標であること
- ④ 地域の名称と商品（サービス）に関連性があること
- ⑤ 一定の地理的範囲である程度有名であること

のポイントに該当することが要件となっています。

似たようなものとしては農林水産省が管理する GI（地理的表示保護）制度があります。

どちらを活用するのが効果的なのかといった戦略作りなどについても INPIT 青森県知財総合支援窓口でご相談ください。

相談事例⑥ (著作権)

『パッケージデザインやロゴについて』



うちの商品にあの有名なキャラクターを使いたいんですけど

あの商品キャラクター有名な〇〇と似てないですか？

デザイナーから納品されたパッケージをちょっとこちらで直して販売することにしました。

うちのパッケージイメージに合う〇〇さんのCDを展示会でかけます

チェックポイント

キャラクターを使用する契約はされましたか？

デザイナーはそのキャラクターを知つて作りましたか？

基本的に著作権はデザイナー（制作者）にあります



展示会の目的はどのような目的の会でしたか？

知っておきたい 商標ロゴなどの著作権

商品パッケージやロゴは通常その会社がデザイナーなどに製作依頼を行っていくつかのデザインなどから選んで決定させます。

この流れから作成したのもデザインを決定したのも自社なので著作権は自社にあると思っていませんか？ この段階では著作権はまだデザイナーさんになります。

必ずそのパッケージやロゴを使用する前にパッケージやロゴとして使用するための契約を結んでください。

ただし著作権の譲渡を受けたからといって何でもできるわけではありませんので注意が必要です。



関連知識



著作権と著作者人格権

著作権といわれるものには他者への譲渡など移転することが可能な著作権(財産権)と著作者のみに専属する著作者人格権というものがあります。

著作権と聞いて、著作権(財産権)のみを思い浮かべる人が多いと思います。本やCDなどのように複製とか頒布といった権利は対価の発生も伴うので想像しやすいと思います。でも著作権で一番注意を要するといわれているのが著作者人格権です。公表権・指名表示権・同一性保持権の3つからなる著作者の人格的利益(思い)を保護する権利です。

フリーソフトの注意点

最近身の回りにフリーソフトと呼ばれるものが増えてきました。どのように利用していいものだと思われがちですが注意が必要です。商用利用OKといわれても利用規約を読むと一部許諾が必要な場合もあります。数年前にフリー音源を使った著作権侵害のニュースも記憶に新しいかと思います。



著作権法

著作権法は、「著作物(思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう)並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定されていて知的財産法の一つに位置付けられていますが、文化庁が管轄している法律です。

著作権法の中には文化の発展に寄与するなどの観点から著作権法30条以下に「著作権の制限」が規定されています。代表的なものに「私的使用」というものがあり個人的に楽しむためにレンタルCDを自身のミュージックプレーヤーで複製することは問題ありません。他方でCDの店舗での演奏や音楽教室での楽曲使用などが「私的使用」に反するとしてニュースになったりしています。他にも様々な規定があります。

また最近著作権の権利期間が延長されていてその使用についても注意が必要です。著作権についてもINPIT青森県知財総合支援窓口で相談できます。

『自社商品の海外展開を企画しています』



海外の展示会で当社の人気商品をお披露目しようかと思っています

生産量が増えてきたので海外へも輸出していきたい

日本で商標登録済みですが輸出先国でも登録した方がいいの?

以前展示会で使った当社のロゴマークが輸出予定の国で商標登録されてしまっているみたい

チェックポイント

輸出希望先での商標調査等はしていますか?

輸出先での商品名はどうされるつもりですか?

日本と同じ商標で輸出版売するつもりですか?



ロゴマークはあなたの企業にとってどのくらい重要なものですか?

知っておきたい 権利は国によって違います

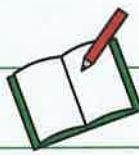
特許などの知的財産権は国によって制度が違い、権利もそれぞれの国で取得しないといけません。

特許などの知的財産権は条約や協定により手続きの簡素化や優先権（先に出願したと同様の権利）を認めるなどの規定はありますが、だからと言って必ず認められるものではありません。海外へ進出する予定のある企業は出展前の準備や商標等の事前出願などは必ず検討してください。

一方で、海外進出にあたっては国内と違ったロゴや商標使用などのブランド戦略も考えられます。海外展開の前に一度知財戦略も検討してみましょう。



関連知識



外国出願の方法(商標の場合)

商標などの知的財産権は属地主義というそれぞれの国の範囲で権利が及ぶとされているので日本で登録されても他の国で保護されるわけではありません。日本の商品が全世界で取引され有名になれば模倣品や偽造品も出てきます。そのことによって商品の信頼が失われたりすることもあります。その対応としてこれまで各の所轄官庁にそれぞれ保護を求める必要性がありました。

マドリッド協定議定書に日本が加盟したことにより、各国で異なる手続や言語を経由しなくとも、国際事務局に国際登録をすることによって、それぞれの国に保護を求めることができるようになりました。すでに国内で商標登録や出願がなされている場合はこの手続きを検討した方がいいかもしれません。

もちろん直接進出国に出願することもできますので進出前にご相談ください。

外国出願支援制度



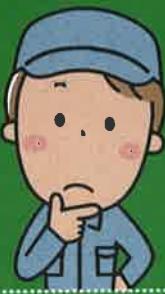
特許庁では外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額を助成する制度を設けています。独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)と各都道府県等中小企業支援センター(青森県では一般社団法人青森県発明協会)等が窓口となっています。また地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等も応募できます。意匠においては、「ハーグ協定に基づく意匠の国際出願」も支援対象です。

この他にも海外進出するにあたって青森県などの支援策で利用可能な事業がありますのでお気軽にINPIT青森県知財総合支援窓口にご相談ください。



相談事例⑧ (営業秘密)

『会社の大事な技術・ノウハウが漏れないように』



辞めた従業員が顧客名簿情報を持ち出したみたいで困っています

辞めた社員が他社で同じレシピと思われる商品を発売している

あの従業員に辞められてしまうと当社技術が流出しそうで怖い

当社の加工技術を習得した途端退職されて困っている。当社の技術を守る方法はないのか?

チェックポイント

顧客名簿はどのように管理していましたか?

そのレシピは特別なレシピですか?

就業規則等で営業秘密の扱いについて規定していますか?

ただ秘密にしているからと言って営業秘密にはなりません



知っておきたい-営業秘密の3原則-

営業秘密といつても何でもかんでも秘密として扱われるわけではありません。法律上「営業秘密」として保護されるためには以下の3つの条件が規定されています。

①秘密管理性

営業秘密となるものを秘密として扱う処理や管理を行っていて従業員等が管理されていることを認識している状態(例えば書類を金庫等で保管している。閲覧できる者を限定している。マル秘として認識している。閲覧のためのパスワードがかかっているなど)であること

②有用性

商品やサービスの生産、販売、研究開発に役立つような、事業活動に有用なものであること(利用することで経費が節約されたり効率が高まるようなもの)

③非公知性

保有者の管理下以外では入手できない情報であること(一般的に知られていない)



関連知識



不正競争防止法

この法律では「不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とされ、偽装表示や模倣品の販売、データ流出やデータの盗難、他社の信用毀損行為などに対して民事・刑事的措置を行うなどを規定しています。営業秘密の侵害等もこの法律の対象になります。

営業秘密管理の効果

営業秘密を管理することは単に有用な営業秘密を管理する体制を整えるという効果だけにとどまらないと言われています。

自社にとっての営業秘密とは何かという従業員の認識だけではなく、そのようなものが自社の利益の源泉であり、そこに関わる従業員として会社に対する意識が向上する効果があると言われています。最近言われている「知的資産経営」においても知的財産管理・営業秘密管理は大切な業務です。

知的財産戦略アドバイザー



東京都にあるINPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)には「営業秘密・知財戦略相談窓口」が設置されています。

社内で秘密情報として取り扱われる技術ノウハウ、図面、データ等の営業秘密の適切な管理体制の整備に関する相談、営業秘密の不正な漏えい事案の対処に関する相談、技術の権利化と秘匿化を組み合わせた知財戦略に関する相談や支援要請にお応えする窓口です。

企業において営業秘密管理に関する実務やマネジメント、技術の権利化／秘匿化の適切な組み合わせ等に関する知財戦略の実務やマネジメント等に従事した経験をもつ専門家である**知的財産戦略アドバイザー**を配置し自ら相談や支援要請に対応するとともに、不正競争防止法等の法知識や具体事例に精通した弁理士や弁護士の助言も受けられる体制を整えています。

ご利用をご検討される方はINPIT青森県知財総合支援窓口にお問い合わせください。

相談事例⑨ (共同開発)

『ある企業から 共同開発の依頼がありました』

設計図を欲しいと言われたんですけど
今後の取引の影響を考えると
断れないような気がして…

工場見学に来た時の写真が
HPに出てるみたいなんんですけど

当社技術を使った研究開発の申し出を
受けました。
代金等請求できますか？

有名な企業と一緒にやれる自信
ありません。どうすれば？

チェックポイント

事前に情報の取扱いについて契約しましたか？

写真は会社にとって撮られると困る場所ですか？見学ルールはなかったんですか？

権利にはそれに対応する対価の請求は可能です

相談できる方が近くにいませんか？



知っておきたい 契約とライセンス

他社との共同開発や共同研究の際に気をつけることについては特許庁で作成した「知財を使った4つの企業連携のポイント」というパンフレットが参考になります。

ドラマ化された池井戸潤さんの小説「陸王」を事例にしているのでご存じの方にはわかりやすいと思います。

「秘密情報の管理」から「秘密保持契約」「共同開発契約」「ライセンス契約」の場面での失敗事例について記載されています。

ネット上にはそれぞれの契約のひな型なども出ていますが、参考にとどめてそれぞれの企業連携の状況に合わせた内容に修正・加工することをお勧めします。

自社内での研修や専門家の派遣など様々な支援制度を検討してみてください。



関連知識



知的財産の新規性の喪失と先願主義に注意を

共同開発等を始める際には、新規性の喪失を防ぐためにも自社の秘密情報の管理体制や秘密保持契約の締結など準備しましょう。

何もしないまま進めていくと共同開発先に先に出願されてしまい事後の対応に困難を来たしてしまうこともあります。

もし情報の提出を強要されたりしたら（下請法や独占禁止法）

開始当初は協力的にスタートしていても取引上の関係などから一方的な要求、例えば秘密情報の提出等を求められた場合、下請法や独占禁止法などで保護を受けられることがあります。今後の取引を考えて強く出られないなどの時でもINPIT青森県知財総合支援窓口の弁理士・弁護士の無料相談会などの活用をご検討ください。



知的財産の活用

知的財産のメリットとして「独占」がありますが、最近は「知的財産の活用」が言われています。オープン・クローズド戦略を検討してみましょう。

技術の進展が激しく、権利を取っていても次々と新しい技術が出てきてその活用が難しくなっています。しかも中小企業が継続して権利取得を行うことは費用的にも厳しいものがあります。

そこでライセンス契約などを通じて活用するということも考えられます。一から研究開発を行うコストと比較した知的財産の活用は有効な場合があります。

INPITのホームページには開放特許情報データベースがあり、中小企業の知的財産の活用を支援しています。

INPIT青森県知財総合支援窓口では他の支援機関と連携して知的財産の活用をお手伝いしています。

『会社を立ち上げようと思っています』



これまでの経験・知識を生かして起業・創業したいと思っています

自分のアイデアを生かした商品を売っていきたいのですが

会社名・店名・商品名もすでに決めているのであとは資金調達だけです

前のお店で得た知識を生かした事業なので大丈夫です

チェックポイント

前職時の情報等の利用・管理について注意していますか？

ロゴ・キャラクターの使用についてデザイナーから承諾もらっていますか？

店名や店名ロゴが既に登録されていないか調べましたか？

他社の技術・デザインなどの権利を勝手に利用していませんか？



知っておきたい「知的財産のメリット」

特許や意匠、商標等の知的財産が創業時から適切に管理されていると成長過程の強力な武器になります。知的財産のメリットとされている3つを紹介します。

独占

特許や商標など創業時に登録・管理しておくことで成長期に他社の模倣や侵害に対し差止請求や賠償請求が可能となり競争力が維持できます。

連携

成長期に他の企業と連携する場合に強い知的財産権の所有は有効な戦略を組める材料になります。

信用

技術やブランドの信頼性を高める知的財産権は企業価値の証明となっていき、当社の信用を高めるものとなります。



関連知識



起業を考える前にしてほしいこと

- ① 使おうとしている社名、商品名が使用しても問題ないか調べましょう
- ② 使いたい社名・商品名を商標登録しましょう
- ③ 他社の技術・デザインもチェック対象です
- ④ 事業のコアとなる技術やデザインを守りましょう

起業をしてしまってからでは遅かったり、修正のための費用が掛かったり時には会社の信用を損ねたりしてしまうかもしれません。ぜひ、準備段階で一度調べてみましょう。

IP BASEとは



起業をする際には事業計画や資金計画、人員計画など多方面のことを考え、準備しないといけないことが多い、当初は少ない人数で対応するため知財分野まで意識して準備することは難しいことですよね。

しかしそのスタートアップ(起業)が独創的な技術・アイディアをもとにするもので、急成長させていくためには、戦略的な知的財産保護がカギになります。

特許庁ではIP BASEを開設し、スタートアップに不可欠な知財戦略に関する基礎知識や支援施策、イベントなどの最新情報を集約し、ご案内しています。

起業局面においてもINPIIT青森県知財総合支援窓口を活用することができます。

The screenshot shows the homepage of the IP BASE website. At the top, there is a navigation bar with links for 'ホーム' (Home), 'お問い合わせ' (Contact), '料金表' (Fee table), 'お問い合わせ' (Contact), 'お問い合わせ' (Contact), and 'お問い合わせ' (Contact). Below the navigation bar, there is a large banner with the text 'STARTUPS' and 'あなたの一步が世界を変える'. The banner features several small images of people in various professional settings. At the bottom of the page, there is a red footer section with small text and icons.

特許庁「IP BASE」

<https://www.jpo.go.jp/support/startup/index.html>

『警告書が来ました…』



権利を侵害していると
警告書が来たのですが、
どうすればいいのでしょうか

侵害警告を受けたのですが
鑑定書を作成してもらえないか

試験・研究段階でも
他人の特許侵害になるのか？

侵害していると言われて
とても不安です。

チェックポイント

知的財産に関する相談窓口が近くにあります

弁理士という知的財産の専門家でないとできない仕事があります

知的財産の状況、侵害の状況を確認しましょう



知っておきたい 警告書等への対応

新商品を出した時、他社から特許侵害などの警告書等が送られてくることがあります。

内容を見てもよくわからない。なんだか文面が怖くてすぐに対応してしまいたいこともあるか
と思います。そのような時はまずはINPIT青森県知財総合支援窓口にご相談ください。

内容によってはその対応等について知的財産権の専門家である弁理士・弁護士への相談会
を利用することにより判断することができます。



関連知識



弁理士

弁理士は“知的財産に関する専門家”です。

特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を取得したい方のために、代理して特許庁への手続きを行うのが弁理士の主な仕事です。また、知的財産の専門家として、知的財産権の取得についての相談をはじめ、自社製品を模倣されたときの対策、他社の権利を侵害していないか等の相談まで、知的財産全般について相談を受けて助言、コンサルティングを行うのも弁理士の仕事です。

(日本弁理士会HPより抜粋)

INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)

INPITは、知的財産に関する資料・情報等の提供、活用促進、相談対応、人材育成、などを行う組織です。

ホームページでは知的財産にかかる様々な情報が掲載されていますのでご活用ください。(<https://www.inpit.go.jp/index.html>)

弁理士・弁護士による無料相談会



INPIT青森県知財総合支援窓口では

出願手続の方法や侵害訴訟対応など、知的財産に関する疑問や悩みを解決するために、知的財産の専門家（弁理士・弁護士）が対応する相談会を県内で開催しています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

詳細は INPIT 青森県知財総合支援窓口 HP をご覧ください。



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>





INPIT青森県知財総合支援窓口

〈相談開設時間〉午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝祭日、年末 年始は除く)

〈事務局〉

一般社団法人 青森県発明協会

(青森県知的財産支援センター内)

TEL

017-762-7351

FAX

017-762-7352

E-mail

aomoipc1@jomon.ne.jp

URI

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 青森県庁北棟 一階

(青森県知的財産支援センター内)